



国保・後期・年金

国民健康保険

収入に応じて保険税を負担し、病気やけがをしたとき、医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。

加入などの手続き

保険年金課 TEL.32-6418

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての市民が対象です。転入や職場の健康保険をやめたとき、世帯員に異動があったときなどは14日以内に手続きしてください。各種手続きには、マイナンバーおよび本人確認書類の提示が必要です。

▶ 国保に入るとき

	手続きに必要なもの
他の市町村からの転入	<input type="checkbox"/> 前年の収入が分かるもの
職場の健康保険をやめた	<input type="checkbox"/> 資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 前年の収入が分かるもの
子どもが生まれた	<input type="checkbox"/> 保険証
生活保護を受けなくなった	<input type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書

▶ 国保をやめるとき

	手続きに必要なもの
他の市町村への転出	<input type="checkbox"/> 保険証
職場の健康保険に入った	<input type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員の分)
国保の加入者が死亡した	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが分かるもの <input type="checkbox"/> 銀行の口座番号(葬祭を行った方)
生活保護を受けるようになった	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 保護開始決定通知書 <input type="checkbox"/> 生活保護手帳

▶ その他

	手続きに必要なもの
市内転居	<input type="checkbox"/> 保険証
世帯主や氏名の変更	<input type="checkbox"/> 保険証
就学などでの転出	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 保険証
保険証の紛失や汚破損	<input type="checkbox"/> 使えなくなった保険証

※窓口で保険証をお渡しするには、身分を証明するものの提示が必要です。

タダとく健診・プレ特定健診について

保険年金課 TEL.32-6425

タダとく健診は40歳以上、プレ特定健診は30~39歳で対象の方(年齢要件は年度時点)に1年に1回ご案内をしています。いずれも無料で受診できます。

受けられる給付の種類(いずれの場合も要件あり)

※各種申請に必要なものについてはお問い合わせください。

保険年金課 TEL.32-6425

病気やけがをしたとき	医療機関の窓口で国保の保険証を提示すると費用の2~3割を支払うだけで診療が受けられます。ただし、年齢や所得により費用の負担割合は変わります。
療養費	次のようなとき、治療などに要した費用の全額を一度支払っていただき、後日、保険年金課の窓口で申請すると、国保が負担する分の払い戻しが受けられます。 ★保険証を持たずに治療を受けたときや、やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき ★コルセットなどの治療用器具を作ったとき ★海外渡航中などに急病やけがの治療を受けたときなど
高額療養費	同じ月内の医療費の自己負担額が、下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費として払い戻しとなります。 70歳未満 同じ国保世帯の中を受診者ごとに①医療機関 ②入院・通院 ③医科・歯科に分け、21,000円以上となるものを合算し自己負担額を計算します。 ★上位所得者Ⅱ(ア) = 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ★上位所得者Ⅰ(イ) = 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ★一般Ⅱ(ウ) = 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ★一般Ⅰ(エ) = 57,600円 ★非課税(オ) = 35,400円 70歳以上で外来(個人ごと) ★現役並み所得者Ⅲ = 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ★現役並み所得者Ⅱ = 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ★現役並み所得者Ⅰ = 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ★一般 = 18,000円 ★低所得者Ⅰ・Ⅱ = 8,000円 70歳以上で入院(国保世帯ごと) ★現役並み所得者Ⅲ = 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% ★現役並み所得者Ⅱ = 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ★現役並み所得者Ⅰ = 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ★一般 = 57,600円 ★低所得者Ⅱ = 24,600円 ★低所得者Ⅰ = 15,000円 ※過去12か月間に3回以上高額療養費に該当すると、4回目から軽減された限度額になる場合があります。 ※70歳未満の方および70歳以上の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱの方が入院または高額な外来診療を受ける場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」(事前に保険年金課で交付申請が必要)を提示することにより限度額までの負担となります。 ※制度改正により、自己負担限度額が変更となる場合があります。
入院時食事療養費	入院したときは1食当たり標準負担額だけを自己負担していただき、残りを国保で負担します。
移送費	国保が認める緊急な移送の場合、申請により移送費の一部を支給します。
出産育児一時金	産科医療補償制度加入の分娩機関で出産 = 420,000円(1人) それ以外で出産 = 408,000円(1人) ※令和3年12月31日以前の出産は404,000円。
葬祭費	30,000円
医療費の支払いが困難な場合	災害や失業などにより、収入が著しく減少したことで、一時的に一部負担金の支払いが困難な場合、申請により期間を限定して一部負担金が減免または猶予される場合があります。

国民健康保険税

保険年金課 TEL.32-6418

保険税は医療分と後期高齢者支援分、介護分を合算したものです。介護分は国保に加入している40歳から64歳の方で、それ以外の方は国保に加入している皆さんで、次の基準で算出されます。また、年度途中に加入した場合は、資格を得た月分から計算されます。

▶ 税額の計算(年額)

〈医療分〉	
所得割額	加入者の前年の課税所得×7.88%
均等割額	16,700円×世帯の加入者数
平等割額	29,900円(1世帯)

限度額63万円

〈後期高齢者支援分〉

所得割額	加入者の前年の課税所得×2.81%
均等割額	8,600円×世帯の加入者数
平等割額	6,600円(1世帯)

限度額19万円

〈介護分〉

所得割額	該当者の前年の課税所得×2.23%
均等割額	6,800円×世帯の該当者数
平等割額	6,400円(1世帯)

限度額17万円

About a digital book

とまこまい暮らしのガイドが**電子書籍**に!!

わが街事典

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

いつでも持ち歩ける
利便性

無料

閲覧に際し通信料はご負担ください

iPhoneアプリ版

iPadアプリ版

Androidアプリ版



▶ 保険税の減免制度

次の場合、減免制度に該当する場合がありますので事前にご相談ください。

- ① 火災、風水害などにより、家屋に被害を受けたとき
- ② 病気や失業などにより、大きく所得が減ったとき
- ③ 生活保護を受けることになったとき
- ④ その他特別な事情があるとき

国民年金

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で心身に障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの制度もあります。

加入する人

保険年金課 TEL.32-6429

国民年金は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方すべてを対象としています。

▶ 強制加入

- ・第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業従事者とその配偶者、学生、無職の方など(第2号・第3号被保険者を除く)
 - ・第2号被保険者…会社員、公務員など厚生年金、共済組合の加入者
 - ・第3号被保険者…20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者
- ※第3号被保険者に該当する場合は、事業主に届け出る必要があります。

▶ 任意加入

- ① 60歳までに受給資格期間を満たしていないため、受給権を確保したい方(特例で70歳まで)
- ② 60歳までに受給資格期間を満たしているが、40年の納付済期間がなく満額受給できないため、年金額を増やしたい方(65歳まで)
- ③ 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

加入などの手続き

保険年金課 TEL.32-6429

	手続きに必要なもの
会社を退職したとき(60歳以上の方は除く)	<input type="checkbox"/> 退職日を確認できるもの(健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書など)
配偶者の扶養から外れたとき	<input type="checkbox"/> 扶養から外れた日を確認できるもの(健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証など)
基礎年金番号通知書の再交付	<input type="checkbox"/> 再交付までに1カ月ほどかかります。お急ぎの方は年金事務所まで
保険料免除・納付猶予の申請	<input type="checkbox"/> 転入してきた方は、本人・配偶者・世帯主の前年所得を確認できるもの(所得・課税証明書など) <input type="checkbox"/> 離職した方は、離職日を確保できるもの(離職票、雇用保険受給資格者証など)

※いずれの手続きにも本人確認書類(写真なしの場合2点)、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)が必要です。

▶ 納付は便利な口座振替で

銀行、保険年金課窓口、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所で手続きが可能です。

保険年金課窓口、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所では苫小牧信用金庫・北洋銀行・ゆうちょ銀行・北海道銀行を振替先とする場合、キャッシュカードと暗証番号のみで手続きができるペイジーサービスをご利用できます。

▶ 夜間納税相談 納税課 TEL.32-6274

毎月末の4日間(土・日曜日、祝日を除く12月変動あり)は20時まで夜間納税相談を行っています。

受給できる年金の種類

保険年金課 TEL.32-6429

▶ 老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでに保険料納付済期間(免除期間を含む)が10年以上ある方に、65歳から支給されます。ただし、保険料を免除された期間は年金額が減額され、保険料の未納期間は年金額に反映しません。
令和4年度年金額 = 年額777,800円(満額)

▶ 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日があり、病気やけがなどで一定の障がいの状態にある方が、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。20歳前や60歳以上65歳未満の年金に加入していない期間に初診日があるときも含まれます。
令和4年度年金額 = 年額972,250円(1級)、
年額777,800円(2級)

▶ 遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなった場合に、その方に生計を維持されていた子(18歳に到達する年度の末日までにある子または20歳未満で一定の障がいのある子)のある配偶者または子に支給されます。ただし、亡くなった方が保険料納付要件を満たしていることが必要です。
令和4年度年金額 = 年額777,800円

※ほかに子の加算あり。

その他の給付

保険年金課 TEL.32-6429

▶ 寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合に、夫によって生計を維持し、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。ただし、夫が障害基礎年金の受給権者であったり、老齢基礎年金を受給していたとき、また妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給しているときは支給されません。
年金額 = 夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3

▶ 死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上ある方が年金を受けずに亡くなった場合に、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は選択となります。
一時金の額 = 保険料を納付した期間に応じて、
120,000円～320,000円

国民年金保険料(令和4年度)

保険年金課 TEL.32-6429

▶ 第1号被保険者

定額保険料	1カ月 = 16,590円
付加保険料	1カ月 = 400円

※第3号被保険者は、ご自身で保険料を納付する必要がありません。

▶ 納付方法

納付書を使って金融機関またはコンビニエンスストアで納付する方法や口座振替、クレジットカードによる納付のほか、電子納付も利用できます。また、保険料が割引になる前納制度もあります。

保険料の免除制度

保険年金課 TEL.32-6429

▶ 法定免除

- ・障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級または2級)を受けている方
- ・生活保護の生活扶助を受けている方

▶ 申請免除

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合は、申請により承認されると保険料の納付が免除されます。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合に該当します。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。保険料を免除された期間は、年金の受給資格期間には参入されませんが、年金額を計算するときは、全額納付したときに比べて一定の割合で減額されます。

▶ 納付猶予

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合には、世帯主の前年所得が一定額以上であっても、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には参入されますが、年金額には反映されません。

▶ 学生納付特例

学生(各種学校や夜間・定時制・通信制(学校法人に限る)に在学する方も含まれる)の方は、申請により承認されると在学中の保険料の納付が猶予されます。本人の前年所得が一定額以下であれば、家族の方の所得の多寡は問いません。納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には参入されませんが、年金額には反映されません。

▶ 産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料免除となります。
※出産予定日の6カ月前から提出可能。

▶ 保険料の追納

免除または納付猶予された期間の保険料は、10年以内であれば遡って納付(追納)することができます。追納することで将来受け取る年金額を増やすことができます。ただし、保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乘せされます。

保険料について

保険年金課 TEL.32-6418

75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方(申請が必要)が対象です。加入する全ての方が保険料を負担します。全員が負担する「均等割」と前年所得に応じて負担する「所得割」の合計額になります。年度途中での加入・喪失は月割計算となります。

保険給付について

保険年金課 TEL.32-6425

病気やけがをしたとき (医療機関での窓口負担)	医療機関窓口には保険証を提示すると、費用の1~3割で受診できます。 ※前年の所得などをもとに、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。			
高額療養費 医療機関に支払った1か月の自己負担額(保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く)が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として支給されます。	1か月の自己負担限度額			
	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位) 3回目まで 4回目以降	
	現役並み	III(課税所得:690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
		II(課税所得:380万円以上690万円未満)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
		I(課税所得:145万円以上380万円未満)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
		一定以上所得者・一般	18,000円 [年間上限額144,000円] (8月~翌年7月までの累計額)	57,600円 44,400円
住民税非課税	II	8,000円	24,600円	
	I	8,000円	15,000円	
療養費	次のような場合は、医療費全額を一度支払っていただき、申請して認められると、本来の自己負担分以外が療養費として支給されます。①コルセットなどの治療用装具を購入したとき②やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき③海外で診療を受けたとき			
入院時食事代	入院したときは、医療費の自己負担額の外に食事代の一部をお支払いいただけます。 なお、負担額は、所得・入院日数などにより異なります。			
葬祭費	30,000円			

年間保険料の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{均等割} \quad \text{所得割} \\
 & \text{【1人当たりの金額】} \quad \text{【所得に応じた額】} \\
 & 51,892円 \quad + \quad (\text{所得}-\text{最大}43\text{万円} \times 1) \times 10.98\% \\
 & = \quad \text{1年間の保険料} \\
 & \quad \text{限度額}66\text{万円} \\
 & \quad \text{100円未満切捨て}
 \end{aligned}$$

保険料は原則として、年金天引きとなります。それ以外の方は、口座振替や納付書で納めます。

※1 前年の合計所得が2,400万円を超える場合は異なります。

保険料の軽減について

保険年金課 TEL.32-6418

① 所得に応じた軽減
【均等割軽減】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	減額後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)	7割軽減	15,567円
43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	5割軽減	25,946円
43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者数などの数-1)	2割軽減	41,513円

- ② 後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は軽減措置があります。(加入から2年間)
- ③ 保険料を納めることが困難な場合は、窓口にて相談してください。

タダとく健診・歯科健康診査について

保険年金課 TEL.32-6425

対象の方に、1年に1回、無料で受けられる「タダとく健診」と「歯科健康診査」のご案内をしています。